

仙台市介護保険法に基づく指定調査機関及び指定情報公表センターの指定等に関する規則実施要領

(平成 30 年 4 月 2 日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、仙台市介護保険法に基づく指定調査機関及び指定情報公表センターの指定等に関する規則（平成 30 年仙台市規則第 52 号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申請書等の様式)

第 2 条 規則第 2 条第 1 項に規定する指定調査機関指定申請書の様式は、別記様式第 1 号による。

2 規則第 2 条第 2 項に規定する指定情報公表センター指定申請書の様式は、別記様式第 2 号による。

3 規則第 3 条第 1 項に規定する指定調査機関（指定情報公表センター）変更届出書の様式は、別記様式第 3 号による。

4 規則第 4 条第 1 項に規定する指定調査機関（指定情報公表センター）休止（廃止）許可申請書の様式は、別記様式第 4 号による。

5 規則第 5 条第 1 項に規定する調査事務規定（情報公表事務規定）認可申請書の様式は、別記様式第 5 号による。

6 規則第 5 条第 2 項に規定する調査事務規定（情報公表事務規定）変更認可申請書の様式は、別記様式第 6 号による。

7 規則第 6 条第 1 項に規定する調査員養成研修指定申請書の様式は、別記様式第 7 号による。

8 規則第 6 条第 2 項に規定する調査員養成研修事業変更承認申請書の様式は、別記様式第 8 号による。

9 規則第 6 条第 3 項に規定する調査員養成研修事業廃止承認申請書の様式は、別記様式第 9 号による。

10 規則第 6 条第 4 項に規定する調査員養成研修事業変更届出書の様式は、別記様式第 10 号による。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から実施する。